



教 学 第 1 7 3 6 号  
教 保 第 6 1 2 号  
令 和 4 年 2 月 1 日

各教育事務所長 様

学 校 教 育 室 長  
保 健 体 育 課 総 括 課 長

### 学校での感染拡大リスクの高まりを踏まえた教育活動について（通知）

このことについて、岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部（令和4年2月1日）において、岩手緊急事態宣言の一部を改訂しました。

本県において、学校活動に関係するクラスターが複数発生するなど、教育活動での感染拡大リスクが高まっている状況にあり、より一層の警戒の必要があることから、別添のとおり県立学校長宛て通知しました。

については、市町村立学校においても、県立学校の下記事項に準じた対応を要請しますので、貴管内各市町村教育委員会教育長あて文書を送付願います。

また、県南教育事務所においては、一関第一高等学校附属中学校長あて文書を送付願います。

#### 記

#### 1 教育活動について

- (1) 校外で行う活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等。ただし、進学や就職に関するものを除く。）については、外部との接触がある活動内容を見直し、適切な感染防止対策を徹底する。
- (2) 学校行事を実施する場合は、原則として、校内限りでの開催とすること。ただし、卒業式については、各学校において参加者を限定することで保護者等の出席を可とする。その際、可能な限り時間短縮をして行うこと。
- (3) 感染が拡大している地域から通学する児童生徒が比較的多い学校については、時差通学等の対応を検討すること。

#### 2 部活動について

- (1) 活動日は「平日のみ」、活動時間は「2時間以内」とする。
- (2) 他校等との練習試合や合同練習は原則禁止とする。（校内合宿も禁止）
- (3) 直近（1か月程度）に公式大会（高体連・高文連・高野連等が主催する全国大会等）を控えている部活動については、上記(1)(2)の限りではないが、必要性を十分に検討した上で、最小限の範囲での活動とする。
- (4) 上記の内容以外については、「県立学校の部活動について（令和3年4月6日付け通知）」を確認して、感染症対策を徹底した上で行うこと。

#### 3 公式大会（東北・全国大会及びコンクール等）への参加について

- (1) 全国高等学校体育連盟等が主催する全国大会やコンクール等については、主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策に従うとともに、会場となる地域の感染状況等を事前に確認するなど慎重に判断し、保護者の同意を得た上で参加すること。
- (2) 大会参加前後の健康観察を徹底すること。

#### 【担当】

- |             |                           |
|-------------|---------------------------|
| ○教育活動に関すること | 学校教育室高校教育担当（019-629-6140） |
| ○部活動に関すること  | 保健体育課学校体育担当（019-629-6190） |